

番 号	件 名	摘 要
議 一 号 案	令和五年度青森県 一般会計補正予算 (第三号)案	<p>1 歳入歳出予算の補正 四億六千九十四万七千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千七百七億二千二十一万七千円</p> <p>2 繰越明許費の補正 道路交通安全施設整備費ほか三十四件</p> <p>3 債務負担行為の補正 県民福祉プラザ管理委託代金ほか四十二件 地方債の補正</p> <p>4 災害関連事業ほか一件</p> <p>(担当課 財政課)</p>
議 二 号 案	令和五年度青森県 療育福祉・医療療 育センター特別会 計補正予算(第一 号)案	<p>○ 歳入歳出予算の補正 千二百二十一万円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 二十億三千五十二万七千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>
議 三 号 案	令和五年度青森県 港湾整備事業特別 会計補正予算(第 一号)案	<p>1 歳入歳出予算の補正 千三百七十万三千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 六億七百八十三万千円</p> <p>2 債務負担行為の補正 令和五年度青森県油川地区ふ頭用地造成 事業費</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令和五年度青森県 管理特別会計補正 予算（第一号）案	令和五年度青森県 駐車場事業特別会 計補正予算（第一 号）案	令和五年度青森県 鉄道施設事業特別 会計補正予算（第 一号）案	令和五年度青森県 小規模企業者等設 備導入資金特別会 計補正予算（第一 号）案
摘 要	○ 歳入歳出予算の補正 三十五万八千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 四億六千四百五十八万九千円	○ 歳入歳出予算の補正 二百五十六万七千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 三千七百六十七万円	○ 歳入歳出予算の補正 （減額）百四十二万四千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 七十四億二千五百十八万四千円	○ 歳入歳出予算の補正 （減額）九十四万千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 十九億千九百万九千円 （担当課 財政課）

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令和五年度青森県 病院事業会計補正 予算(第二号)案	令和五年度青森県 工業用水道事業会 計補正予算(第一 号)案	令和五年度青森県 下水道事業会計補 正予算(第二号) 案
摘 要	<p>1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入 六億六千八百七十二万七千円 支出 六億四千二百三十四万三千円 つくしが丘病院</p> <p>2 収益的収入及び支出の予定額の補正 支出 八百四十二万千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>1 収益的収入及び支出の予定額の補正 支出(減額) 二百二万二千元 資本的収入及び支出の予定額の補正 支出(減額) 千三百四万七千元</p> <p>2 継続費の補正 電気設備棟新築事業費</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>○ 債務負担行為の補正 令和五年度岩木川流域下水道事業汚泥等 運搬処分委託代金ほか二件</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番号	議案	議案	議案	議案	議案
件名	青森県核燃料物質等取扱税条例案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
摘要	ウラン濃縮の事業を行う者、原子力発電の事業を行う者、使用済核燃料物質の再処理の事業としてその受入れ及び貯蔵を行う者、放射性廃棄物埋設の事業を行う者並びに放射性廃棄物管理の事業を行う者に対して核燃料物質等取扱税を課するものである。	知事等の期末手当の支給割合を改めるものである。	令和五年十月六日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものである。	会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものである。	県議会議員の期末手当の支給割合を改めるものである。
	(担当課 税務課)	(担当課 人事課)	(担当課 人事課)	(担当課 人事課)	(担当課 人事課)

番 号	議 案 第 十 六 号	議 案 第 十 七 号	議 案 第 十 八 号	議 案 第 十 九 号
件 名	青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案	青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律關係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案	青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
摘 要	知事の権限に属する都市計画法等に基づく事務を市町村が処理することとするものである。	電子情報処理組織を使用する方法により特定非営利活動促進法に基づく申請等を行うために必要な事項を定めるものである。	高圧ガス保安法の改正に伴う所要の整備を行うものである。	会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものである。 (担当課 病院局)

番 号	議 案 第二十 号	議 案 第二十 一号	議 案 第二十 二号
件 名	当せん金付証券の 発売金額の決定の 件	工事の請負契約の 件	損害賠償の額の決 定の件
摘 要	令和六年度における当せん金付証券の発売 金額の限度額を定めるものである。	<p>(担当課 消防保安課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の表示 青森県消防学校（校舎・屋内訓練場）改 築工事 2 請負代金 二十億千九百六十万円 3 契約の相手方 志田内海・大坂・盛特定建設工事共同企 業体 	<p>(担当課 病院局)</p> <p>平成三十年八月十四日青森県立中央病院に おいて発生した医療事故によって個人Aがそ の死亡時においてなお生存していた可能性を 侵害したことにより生じた損害についての県 の同人の父、母、配偶者及び子である青森市 在住の個人B、個人C、個人D並びに個人E 及び個人Fに対する損害賠償の額を左記のと おり定めるものである。</p> <p>損害賠償額 二千万円</p>

番 号	議 案 第二十三号	議 案 第二十四号
件 名	公の施設の指定管 理者の指定の件	公の施設の指定管 理者の指定の件
摘 要	<p>1 公の施設の名称 県民福祉プラザ</p> <p>2 指定管理者となる団体 青森市中央三丁目二〇の三〇 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団</p> <p>3 指定の期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで</p>	<p>1 公の施設の名称 県営住宅野木和団地及びその共同施設 県営住宅幸畑団地及びその共同施設 県営住宅桜川団地及びその共同施設 県営住宅小柳団地及びその共同施設 県営住宅平和台団地及びその共同施設 県営住宅浜館団地及びその共同施設 県営住宅南桜川団地及びその共同施設 県営住宅戸山団地及びその共同施設 県営住宅ベイサイド柳川及びその共同施設</p> <p>設 特定公共賃貸住宅幸畑団地及びその共同 施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 青森市浪岡大字徳才子字山本一九の一 豊産管理株式会社</p> <p>3 指定の期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>

番 号	件 名	摘 要
議 案 第二十五号	公の施設の指定管 理者の指定の件	<p>1 公の施設の名称 県営住宅城西団地及びその共同施設 県営住宅小沢団地及びその共同施設 県営住宅小沢第二団地及びその共同施設 県営住宅城東団地及びその共同施設 県営住宅浜の町団地及びその共同施設 県営住宅宮園団地及びその共同施設 県営住宅宮園第二団地及びその共同施設 県営住宅宮園第三団地及びその共同施設 県営住宅茂森団地及びその共同施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 青森市浪岡大字徳才子字山本一九の一 豊産管理株式会社</p> <p>3 指定の期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一 日まで</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>
議 案 第二十六号	公の施設の指定管 理者の指定の件	<p>1 公の施設の名称 県営住宅旭ヶ丘団地及びその共同施設 県営住宅多賀台団地及びその共同施設 県営住宅白銀台団地及びその共同施設 県営住宅是川団地及びその共同施設 県営住宅河原木団地及びその共同施設 県営住宅岬台団地及びその共同施設 県営住宅白山台団地及びその共同施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の八六五 株式会社東北産業</p> <p>3 指定の期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一 日まで</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>

番号	議案	議案
第二十七号	議案 公の施設の指定管 理者の指定の件	議案 公の施設の指定管 理者の指定の件
摘要	<p>1 公の施設の名称 県営住宅松島団地及びその共同施設 県営住宅新宮団地及びその共同施設 県営住宅広田団地及びその共同施設 特定公共賃貸住宅新宮団地及びその共同施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八 株式会社サン・コーポレーション</p> <p>3 指定の期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一 日まで</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>	<p>1 公の施設の名称 県営住宅中央団地及びその共同施設 県営住宅昭和団地及びその共同施設 県営住宅山田団地及びその共同施設 県営住宅金谷団地及びその共同施設 特定公共賃貸住宅中央団地及びその共同施設</p> <p>2 指定管理者となる団体 トーリン・トラストイン共同管理者 むつ市金谷一丁目一四の二三 株式会社トーリン むつ市大湊浜町九の二四 株式会社トラストイン</p> <p>3 指定の期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一 日まで</p> <p>(担当課 建築住宅課)</p>

番 号	議 案 第二十九号	議 案 第三十号	議 案 第三十一号	議 案 第三十二号	議 案 第三十三号
件 名	公の施設の指定管 理者の指定の件	公の施設の指定管 理者の指定の件	公共施設等の整備 等に関する事業契 約の一部変更の件	地方独立行政法人 青森県産業技術セ ンターの中期目標 の策定の件	青森県基本計画 「青森新時代」へ の架け橋の策定の 件
摘 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 青森県営浅虫水族館 2 指定管理者となる団体 青森市大字浅虫字馬場山一の二五 青森水族館管理株式会社 3 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一 日まで <p>(担当課 観光企画課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 青森県武道館 2 指定管理者となる団体 弘前市大字下白銀町二の一 公益財団法人弘前市スポーツ協会 3 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一 日まで <p>(担当課 スポーツ健康課)</p>	<p>新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営 事業について、新青森県総合運動公園の新水 泳場の整備に要する費用の物価変動に伴う改 定による契約金額の変更をするものである。</p> <p>(担当課 都市計画課)</p>	<p>地方独立行政法人青森県産業技術センター の中期目標を定めるものである。</p> <p>(担当課 農林水産政策課)</p>	<p>青森県基本計画「青森新時代」への架け橋 を策定するものである。</p> <p>(担当課 企画調整課)</p>

第 報 三 号 告	第 報 二 号 告	第 報 一 号 告	番 号
専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	件 名
<p>1 和解の相手方 八戸市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年八月一日八戸市大字新井田字松山中野場四の二地内において県有自動車による事故によって個人 A 所有の擁壁が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金三万三千円を支払う。（令和五年十一月十四日専決処分）</p> <p>（担当課 農林水産政策課）</p>	<p>1 和解の相手方 東津軽郡平内町在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年七月九日東津軽郡平内町大字稻生字稻生五九地内の稻生漁港内道路において、当該道路の側溝の蓋の不備に伴う事故によって個人 A 所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金十二万四千三百十一円を支払う。（令和五年十一月十日専決処分）</p> <p>（担当課 漁港漁場整備課）</p>	<p>1 和解の相手方 八戸市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年二月十四日三戸郡五戸町大字上市川字市ノ沢四二の一六〇地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二万四千五百八十五円を支払う。（令和五年十月二十三日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>	摘 要